

り災証明書の発行について

1 り災証明書とは

市川市消防局が火災のあった事実を公的に証明する書類で、火災保険金を請求するとき、又はり災ごみを市のクリーンセンターに持ち込む場合（一般廃棄物処理手数料の減免）等に提出を求められるものです。

※ り災証明書は火災の事実証明となるもので、提出先1件につき1枚の発行となります。発行に際しては、提出先、使用目的等が必要となりますので、ご注意ください。ただし、市川市役所の各課に提出する場合は1枚のり災証明書で共用できます。

※ 証明書の発行には次の2に記載したものを用意してください。

2 証明書の発行に必要なもの

(1) り災証明願（必要事項を記入）

※ 市川市内の消防局、消防署（出張所含む）に置いてあります。また、市川市のホームページから雛型をダウンロードできます。

(2) り災証明書の提出先の正式名称が確認できるもの。

例：火災保険金請求であれば、火災保険証書等

(3) 本人確認書類（運転免許証、健康保険証、パスポート等）

(4) 委任状（代理人が申請者の配偶者、同居親族及び血族二親等の場合は不要です。）

※ 委任状は任意の書式で、次の内容が記載されているもの。

- ① 日付
- ② 交付手続きを委任する内容
- ③ 受任者の住所・氏名及び委任者の住所・氏名・電話番号

3 その他

り災証明書の発行は、事務処理上時間がかかる場合がありますので、取りに来られる際は、事前に所轄消防署にご連絡ください。

4 問い合わせ先

消防局（署）	電話番号
市川市消防局 予防課	047-333-2171
市川市東消防署	047-334-0119
市川市西消防署	047-323-0119
市川市南消防署	047-397-0119
市川市北消防署	047-338-0119

委 任 状

受任者 住所
氏名

上記の者を私の代理人に選任し、次の権限を委任します。

1 被災証明書受領に関する一切の権限

年 月 日

委任者 住所
氏 名
電話番号

(必ず、委任者の方が自署してください。)